

NOLTA ソサイエティ編集規程

(2018 年 3 月 23 日 NOLTA ソサイエティ運営委員会制定)

(2025 年 4 月 4 日改定)

第 1 章 総 則

第 1 条 「Nonlinear Theory and Its Applications, IEICE」(略称「NOLTA, IEICE」, 以後, 英文ジャーナルとよぶ) の編集およびソサイエティ誌 (「Fundamentals Review」(以後, FR 誌と呼ぶ)) の基礎・境界ソサイエティとの共同編集についてはこの規程による。

第 2 条 英文ジャーナルは 3 か月に 1 回発行する。ただし, 必要に応じ発行回数を増減できるものとする。

第 2 章 NOLTA ソサイエティ編集会議

第 3 条 NOLTA ソサイエティ編集会議 (以下編集会議と称する) は, ソサイエティ編集長, 英文ジャーナル編集長, 同編集幹事, FR 誌編集委員, 電子広報担当幹事, 及びソサイエティ編集長が必要と認める委員若干名から構成される。ただし, ソサイエティ編集長と英文ジャーナル編集長の併任を妨げない。

第 4 条 ソサイエティ編集長は, 必要に応じ編集会議を開催する。

第 5 条 編集会議は, 英文ジャーナルの編集方針, 編集発行に関わる収支管理, 宣伝・拡販等に関する案件, 並びに掲載別刷料免除の可否等について審議決定する。

第 6 条 編集会議の構成員の若干名が本部の編集連絡会に出席する。

第 7 条 編集会議には, 基礎・境界ソサイエティ編集会議構成員がオブザーバとして参加できるものとする。

第 3 章 英文ジャーナル編集委員会

第 8 条 英文ジャーナル編集委員会は、編集長、編集幹事、及び編集委員から構成される。

第 9 条 英文ジャーナル編集長及び同編集幹事は、ソサイエティ運営委員会の議を経て、会長が委嘱する。

2. 英文ジャーナル編集委員は、編集会議の議を経て、会長が委嘱する。
3. 英文ジャーナル編集長及び同編集幹事の任期は 2 か年とし、重任を妨げない。
4. 英文ジャーナル編集委員の任期は 2 か年とし、2 期引続いて在任することを原則とし、重任は妨げない。

第 10 条 英文ジャーナル編集委員会は、英文ジャーナルに投稿された原稿の採否決定や編集作業等を行う。

2. 英文ジャーナル編集委員会は、論文の査読を行うための全ソサイエティ共通の査読委員を推薦し、データベースに追加すると共に、そのデータベースからの削除を申し出ることができる。なお、査読委員に適任者がいない場合には臨時査読委員をおくことができる。
3. 査読委員は英文ジャーナル編集委員会で選出し、会長が委嘱する。査読委員の任期は 2 か年とし、重任を妨げない。
4. 英文ジャーナル編集長、同編集幹事、同編集委員及び査読委員は、毎年総会日に就任する。

第 11 条 英文ジャーナル編集委員会の運営は、原則として別に定める『Bylaws of the Editorial Committee of the NOLTA, IEICE』により行う。

第 12 条 英文ジャーナル編集委員会は、別に定める『Planning/Editorial/Work Procedures for Special Section/Issue of NOLTA, IEICE』に基づき、特集/特集号編集委員会を設置し、必要な業務を行わせることができる。

2. 特集/特集号編集委員会委員長、同幹事及び同委員は、英文ジャーナル編集委員会の推薦により、編集会議の議を経て、英文ジャーナル編集長が委嘱する。
3. 特集/特集号編集委員会委員長、同幹事及び同委員の任期は、特集号発行日までとする。

第 13 条 英文ジャーナル編集委員会には、英文ジャーナルの編集に関し、英文ジャーナル編集長の諮問にこたえ、意見を述べ、論文の投稿などの推進を図るため、必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は英文ジャーナル誌編集長が選定・会長が委嘱し、編集会議に報告する。

第 4 章 FR 誌共同編集

第 14 条 FR 誌は NOLTA ソサイエティと共同で基礎・境界ソサイエティが発行し、共同編集については基礎・境界ソサイエティ編集規程による。

第 15 条 ソサイエティ編集長は、NOLTA ソサイエティの各研究専門委員会から選出された 1 名を FR 誌編集委員として、ソサイエティ誌編集委員会に推薦する。

第 5 章 補則

第 16 条 本規程の変更は、編集会議の決議を経て、NOLTA ソサイエティ運営委員会の承認を受けるものとする。

第 17 条 本規程は制定日から施行し、2018 年 1 月 11 日に遡って適用する。